

人権擁護委員の子どもへの取り組みについて

委員提出資料 1

1 人権擁護委員とは（「東京都人権啓発活動ネットワーク協議会」ホームページより）

人権擁護委員は、地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。

弁護士、教育者、地域の女性役員など、さまざまな職業や経験を有しています。

現在、全国でおよそ 14,000 人、東京都内で約 500 人弱の人権擁護委員が人権擁護活動を行っています。

2 子どもに関連する取組み

(1) 人権の花運動

おもに小学生を対象とした啓発運動で、学校に配布した花の種子、球根などを、子どもたちが協力して育てることによって声明の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としている。（参考：法務省ホームページ）

(2) 全国中学生人権作文コンテスト

中学生を対象とした事業で、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施している。（参考：法務省ホームページ）

(3) 子どもたちからの人権メッセージ発表会

小学生を対象とした事業で、日常生活の中で気づき、感じ、考えた人権問題を言葉にして人に伝えていくことを通じて、人権感覚が豊かになることを願い、毎年メッセージ発表会を行っている。

（参考：東京都人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ）

(4) 人権教室

人権教室は、いじめ等の人権問題について考える機会を作ることにより、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動で、全国の人権擁護委員が中心となって実施している。（参考：法務省ホームページ）

(5) SOS ミニレター

総務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっている。（「法務省」ホームページより）

(6) 子どもの人権 110 番

子どもからの人権相談を受け付け、解決に導くための専用相談電話。最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員または人権擁護委員が受ける。（参考：法務省ホームページ）